

# ごみ減量のためのちばルール

令和6年3月

千葉県環境局

# 目次

1	ごみ減量のための「ちばルール」	2
2	改正の目的	2
3	ちばルール第2ステップにおける成果と課題	2
4	千葉市のごみ減量、資源化の状況	3
5	第3ステップとしてのちばルール	4
6	3つの取組みの柱に関する具体的な取組事項の例示	5
◆	取組みの柱1 食品ロス削減・生ごみの減量	5
◆	取組みの柱2 プラスチックごみの削減	7
◆	取組みの柱3 2R(発生抑制(リデュース)・再使用(リユース))を優先した3Rの推進	9

## 1 ごみ減量のための「ちばルール」

「ちばルール」とは、循環型社会を築く担い手である市民、事業者及び行政(千葉市)の3者が、それぞれの役割と責任のもと、自主的な取り組みや相互の連携と協力を深め、千葉市の地域特性を踏まえた循環型社会を実現するために、実行性の高い「ちばルール」を確立し、自発的・発展的な循環型社会システムを構築しようとするものです。

この「ちばルール」は、法的な規制による強制力を伴わない自主ルールとして定められたものであり、市民、事業者及び行政(千葉市)の3者が連携を図りながら、協働して取り組むべき行動指針となるものです。

## 2 改正の目的

「ちばルール」は、循環型社会の実現に向け、これまで重要視されていた「ごみ処理対策」から、市民や事業者が自主的・積極的にごみの発生抑制やリサイクル活動に取り組む「ごみ対策」に主眼を置いた行動指針として平成15年8月に策定されました。(第1ステップ)第1ステップにおいては、新聞販売店による新聞回収の実施や古紙等の回収量の増加など、再資源化の効果が上がってきた一方で、発生抑制(リデュース)においては課題が残されていました。

策定から9年が経過し、課題となっていたごみの「発生抑制」に重点を置き、第1ステップから一歩進めた行動指針のもと、第2ステップへの移行に向けて平成25年2月にちばルールを改正しました。

前回の改正から10年が経過したことに加えて、千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画が新たに策定されたことなどを踏まえ、現在の社会情勢下における課題に対応する必要があることから、脱炭素社会の実現に向けた取り組み、SDGs(持続可能な開発目標)との整合など、新たな課題に対応するため、第2ステップの行動指針を軸に、各自が取り組むべき内容についてさらに発展させ、第3ステップとしてさらなる循環型社会の実現を目指します。

## 3 ちばルール第2ステップにおける成果と課題

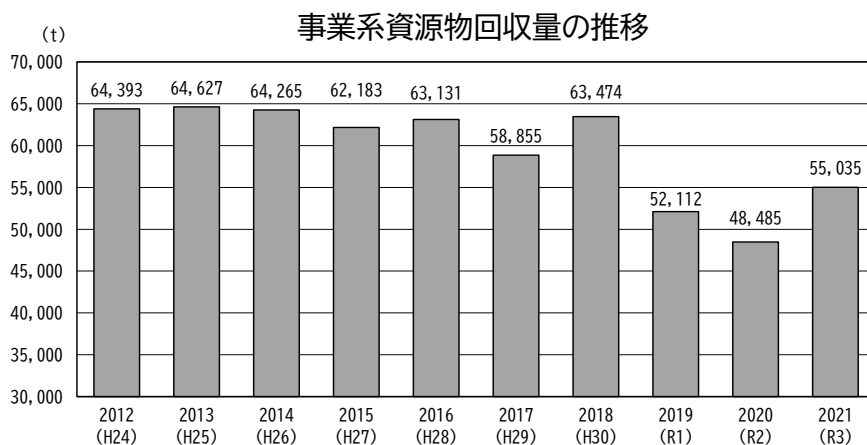
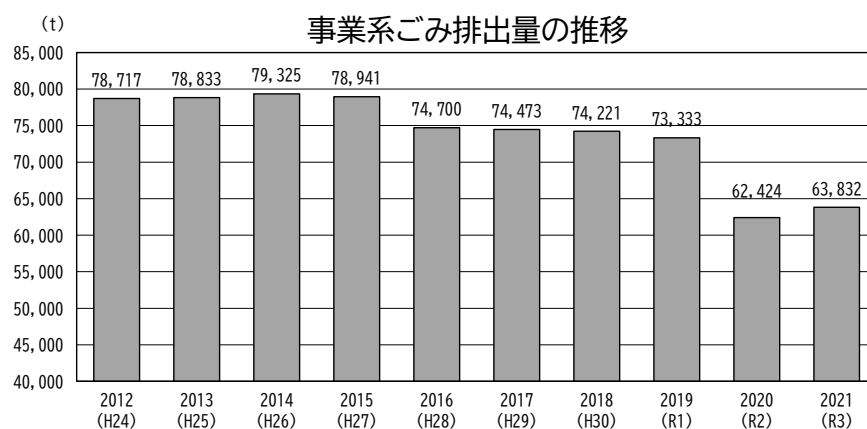
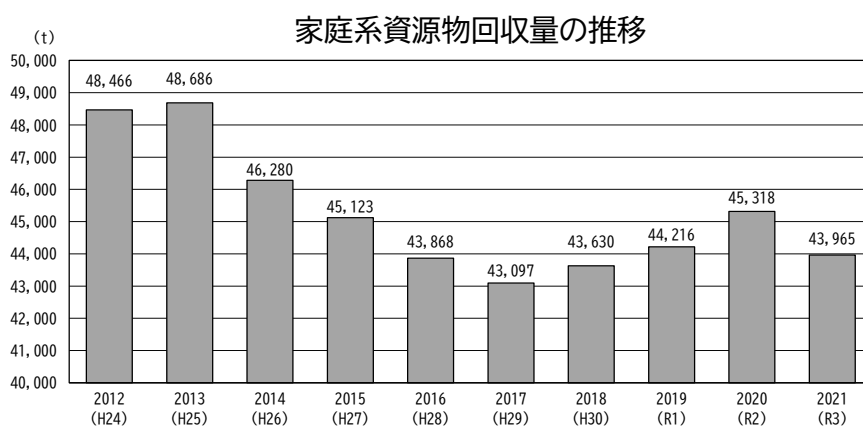
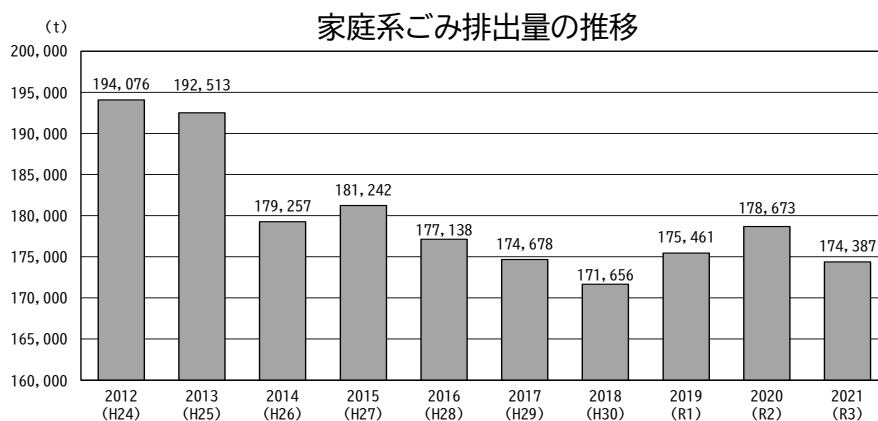
家庭系ごみの排出量は、ちばルールの第2ステップが策定された平成25年度以降、減少傾向にあります。また、家庭系資源物の回収量は家庭系ごみ排出量と概ね同様の傾向で推移していますが、近年は増加傾向にあり、市民の資源回収に対する意識の高まりも要因の一つとして考えられます。

このことから、第2ステップにおける市民の行動指針である「家庭から排出するごみを削減する」という意識が、着実に市民へ浸透してきていることが分かります。

また、「ごみ減量のためのちばルール行動協定」を締結している各事業者においても、省資源商品の製造及び取扱いや、プラスチック製品から紙や木、バイオプラスチックへの切り替えなど、環境対策の取り組みが増えてきています。

しかしながら、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、プラスチックごみの削減や食品ロスの削減などについて、特に発生抑制に重点をおいた取り組みを引き続き推進していく必要があります。

## 4 千葉市のごみ減量、資源化の状況



## 5 第3ステップとしてのちばルール

### (1)ちばルールと3Rの関係

3R(「発生抑制(リデュース)」・「再使用(リユース)」・「再資源化(リサイクル)」)は「ちばルール」が目指す循環型社会の実現に向けた取組みの核となるものです。特に、3Rのなかでも、発生抑制(リデュース)と再使用(リユース)は優先して取り組む必要があり、千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画においても「発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)に向けた取組み」は基本方針の一つに位置付けられています。

また、ごみとなるものを減らし、資源として再生利用する3Rの取組みは、平成27年に国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)が目指す持続可能な社会の実現とも関わりが深く、SDGsでも課題となっている地球資源の枯渇、地球温暖化、海洋汚染などの課題解決のために欠かすことのできない取組みです。

### (2)3者の行動指針と取組みの柱

ごみの減量を推進するためには、ちばルールの主体となる「市民・事業者・千葉市」が連携・協働しながら各自の立場での役割を果たすことが重要です。そのため、「市民・事業者・千葉市」の3者の行動指針を明確にし、各自が自らの行動指針を確認するとともに、他者の行動指針を理解し連携することで、相乗的なごみの減量・再資源化を推進し、循環型社会の構築を目指します。第3ステップのちばルールでは、第2ステップの行動指針を引継ぎつつ、3Rの推進、特に世界的な課題となっている食品ロスの削減や、プラスチックごみの削減を3者共通の取組みの柱とすることで、循環型社会の実現へ向けた取組みを推進します。

#### 3者の行動指針

- ◆市民の行動指針 家庭から排出するごみを削減します
- ◆事業者の行動指針 利用者(市民)が取組みに参加できる環境を提供します
- ◆市の行動指針 ごみ減量・再資源化を促進する環境づくりに努めます

#### 3者の取組みの柱

- ◆食品ロスの削減・生ごみの減量
- ◆プラスチックごみの削減
- ◆2R(発生抑制(リデュース)・再使用(リユース))を優先した3Rの推進

### (3)3つの取組みの柱を推進するための行動

3つの取組みの柱に対し、3者それぞれがごみ減量のために実践していくべき取組事項を例示し、具体的な行動に繋げることで、ごみ減量の促進及びさらなる循環型社会の実現を目指します。

## 6 3つの取組みの柱に関する具体的な取組事項の例示

### ◆取組みの柱1 食品ロス削減・生ごみの減量

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品のことです。そして、「食品ロスの削減」とは、まだ食べられる食品が廃棄されないようにする社会的な取組みのことをいいます。食品は、生産されてから廃棄されるまでの全ての過程でエネルギーが使用され、温室効果ガスが排出されています。また、廃棄された食品や生ごみは水分を多く含み重量が重いため、廃棄の際の運搬や焼却をする際にも多くの温室効果ガスを排出してしまいます。つまり、食品ロスを削減することは、廃棄の際のエネルギー消費や温室効果ガスの排出の削減につながります。

国が定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(2020年3月)においては、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることを数値目標として掲げています。

千葉県では、本市における食品ロスの削減の取組みをより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和5年3月に千葉県一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に内包する形で、千葉県食品ロス削減推進計画を策定しました。

#### 【日本における食品ロス発生要因の内訳】

日本における食品ロスは523万トン(農林水産省・環境省「令和3年度推計」)です。

食品ロスのうち事業系は279万トン、家庭系は244万トンであり、食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組みが必要です。

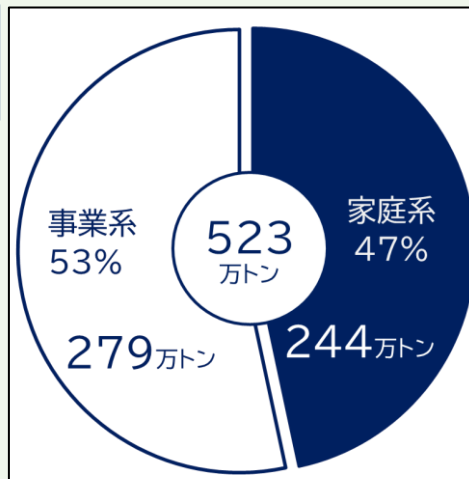
#### 事業系食品ロス(可食部) の業種別内訳

##### 外食産業

80万トン 29%  
作りすぎ、食べ残しなどが食品ロスとなる。

##### 食品製造・卸・小売業

199万トン 72%  
製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りなどが食品ロスとなる



#### 家庭系食品ロスの内訳

##### 直接廃棄※1

105万トン 43%

##### 過剰除去※2

34万トン 14%

##### 食べ残し

105万トン 43%

※1: 未開封の食品が食べずに捨てられている

※2: 野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている

参考:「環境省 報道発表添付資料 我が国の食品ロスの発生量の推移(一部変更)」

## ◆取組事項の例示

### 〈市民〉

- ・買い物の際は、冷蔵庫の食材の消費期限・在庫状況を確認し、使いきれぬ量を買う
- ・すぐに食べる場合は、「てまえどり」(商品棚の手前にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ)を実践する
- ・フードシェアリングサービスを活用する
- ・季節商品は予約購入する
- ・調理の際は、食べきれぬ量だけ調理する
- ・食品を無駄なく利用できるエコレシピを参考にする
- ・買いすぎたり食べきれなかったりした食品はフードドライブに提供する
- ・生ごみの水切りをする
- ・生ごみ処理機、生ごみ肥料化容器を活用する

### 〈事業者〉

- ・規格外食材を有効活用する
- ・ご飯の量を調整できるなど、食べきりを推進するメニュー、サイズを導入する
- ・ばら売りや量り売りの実施を推進する
- ・「てまえどり」を呼びかける
- ・販売期限が迫った食品は割り引きして販売する
- ・季節商品は予約販売する
- ・食べ残した食品の持ち帰り制度を導入する
- ・売れ残りや食べ残し等の食品廃棄物を資源として活用する
- ・フードドライブの実施を推進する

### 〈市〉

- ・食品ロス削減に関する情報発信及びキャンペーンを実施する
- ・食品ロス削減に取り組む事業者と協定を締結する
- ・食品ロス削減に取り組む事業者及びその取組内容をPRする
- ・食べきり協力店を認定し、協力店の取組みをPRする
- ・フードドライブの実施を推進する
- ・フードシェアリングサービスの普及を図る
- ・生ごみ資源化アドバイザーの養成及び派遣を推進する
- ・市民の生ごみ減量補助制度の利用を促す
- ・小型生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」の普及を図る

#### 【関連する SDGs の目標】

目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する



## ◆取組みの柱2 プラスチックごみの削減

プラスチックはさまざまなものに使用されており、生活するうえで欠かすことのできない製品ですが、使い捨てられたプラスチックごみが自然環境に流失し、生態系に悪影響を及ぼす可能性も指摘されており、世界的な問題となっています。現在のペースでプラスチックごみが海洋に流出すると、2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるとの試算が出ています。

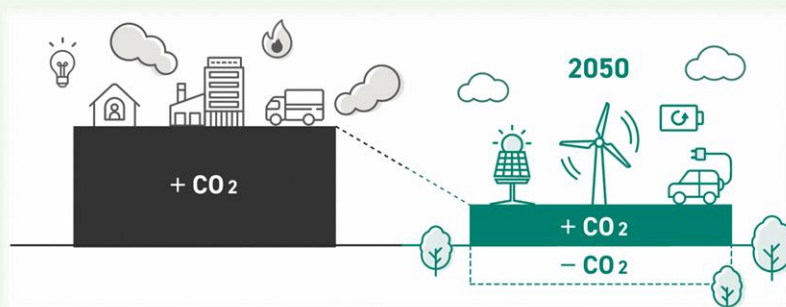
また、プラスチックの主な原料は化石燃料(石油)であり、プラスチック製品の需要が高まるほど、化石燃料の採掘と加工が増加し、消費が増えます。限りある資源である化石燃料(石油)は、その枯渇が懸念されているほか、二酸化炭素の排出源となり、脱炭素への逆行要因となっています。そのうえ、プラスチックは燃焼や埋め立てなどのプロセスに伴い、温室効果ガスを放出しています。

国は、2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。プラスチックに関するCO<sub>2</sub>排出の課題解決に向けた取組みを推進することで、「2050年カーボンニュートラル」の実現に貢献することができます。

### 【カーボンニュートラルとは】

カーボンニュートラル、「温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」というのは、二酸化炭素をはじめとする、温室効果ガスの人為的な「排出量」から、植林、森林管理などによる人為的な「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



カーボンニュートラルのイメージ図

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、以下の内容等に合意し、この実現に向けて、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げ、世界中で取組みが進められています。

世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つとともに(2℃目標)、

1.5℃に抑える努力を追求すること(1.5℃目標)

今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

参考:「環境省 脱炭素ポータル」(一部変更)



## ◆取組事項の例示

### 〈市民〉

- ・マイバッグを利用し、レジ袋を購入しない
- ・マイボトルを持参し、ペットボトルを購入しない
- ・マイカトラリーを持参し、使い捨てのスプーンやフォークを受け取らない
- ・スーパーなどに備えている食品を小分けにするポリ袋の使用を必要最低限にする
- ・詰め替え製品を購入する
- ・食品の保存はふた付き容器を使い、ラップの使用を減らす
- ・リターナブル容器(繰返し使える容器)を使用した製品を購入する
- ・傘の「シェアリング」サービスを利用する
- ・食品トレイ等をちばルール行動協定事業者や製造・販売事業者の店頭回収に出す
- ・単一素材の製品プラスチックを市の公共施設内の回収場所に出す

### 〈事業者〉

- ・簡易包装やノントレイを推進する
- ・軽量化、薄肉化した容器包装を使用する
- ・マイバッグ持参を推奨する
- ・詰替製品の取扱いを推進する
- ・リターナブル容器製品の取扱いを推進する
- ・マイボトル持参者には、飲料の中身だけの販売を推奨する
- ・プラスチック製容器包装・製品の原料を、再生可能資源(紙やバイオマスプラスチック等)に切り替える
- ・プラスチック資源循環促進法で定められている12製品(フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、くし、カミソリ、シャワーキャップ、歯ブラシ、ハンガー、衣類用カバー)の提供を控える、または代替品を使用する
- ・プラスチック製品の店頭回収を行い、再資源化を推進する

### 〈市〉

- ・マイボトルへ給水可能な公共施設一覧を市ホームページに掲載する
- ・公共施設へのマイボトル用給水機の設置を検討する
- ・海洋プラスチックごみの調査を行い、調査結果を公表する
- ・公共施設で単一素材の製品プラスチックを回収する
- ・プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けて検討を行う
- ・使い捨てプラスチック削減に関する情報発信及びキャンペーンを実施する
- ・使い捨てプラスチック削減に取り組む事業者と協定締結等の連携協力を図る
- ・使い捨てプラスチック削減に取り組む事業者及び取組内容をPRする

#### 【関連する SDGs の目標】

目標12 持続可能な生産消費形態を確保する

目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、  
持続可能な形で利用する



## ◆取組みの柱3 2R(発生抑制(リデュース)・再使用(リユース))を優先した3Rの推進

3Rのなかでも、2R(発生抑制(リデュース)と再使用(リユース))は優先して取り組む必要があります。発生抑制には使ったすぐにごみとなるものは受け取らずに断ること(リフューズ)も含まれます。また、製品製造の段階で資源量や廃棄物の発生を少なくした(リデュース)環境配慮型の商品の製造、販売、購入も発生抑制につながります。

また、壊れたものは修理(リペア)したり、改良して作りなおしたり(リフォーム)することで、長く繰り返し再使用(リユース)することができます。


そして、2Rに取り組んだうえでどうしても発生してしまうごみについては、正しく分別し再生利用(リサイクル)することで、資源循環の促進を目指します。

このような3Rの取組みを推進し、循環型社会を実現するためには、誰もがあらゆる場面で「ごみにしない」「ごみを出さない」ライフスタイル・ビジネススタイルを目指すことが必要です。

### 【持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)の達成】

2015年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」として17のゴールと169のターゲットが示されました。また、採択から5年が経過した2020年から、目標達成年である2030年に向けて、取組みのスピードを速め、活動を拡大していくために、「行動の10年(Decade of Action)」がスタートしています。

本市においては、廃棄物・資源循環分野において特に関連が深いゴールである「目標12. つくる責任 つかう責任」の達成に向けて、市民・事業者・市それぞれの主体的な行動、連携・協働による取組みの推進が求められます。

ゴール	ターゲット(一部抜粋)
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</li> <li>□2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人あたりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を半減させる。</li> <li>□2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</li> <li>□特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう推奨する。</li> <li>□国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。</li> <li>□2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</li> </ul>

参考:「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(外務省ホームページ)

## ◆取組事項の例示

### 〈市民〉

- ・必要なものを必要な分だけ購入する
- ・利用回数の少ないものは、レンタルやシェアリングサービスを利用する
- ・使い捨てではなく、長く使える製品を選ぶ
- ・手入れや修理をしながら長く大切に使う
- ・リユースショップ、フリーマーケットやフリマアプリを活用する
- ・環境配慮型の商品を選び購入する
- ・古紙を「新聞」「雑誌」「段ボール」「紙パック」「雑がみ」に分別して出す
- ・再使用できる衣類を資源として出す
- ・使用済てんぷら油等は廃食油回収場所へ出す
- ・使用済小型家電等を資源として出す
- ・廃棄物適正化推進員を中心に自治会でごみの減量に関する活動をする
- ・近隣の自治会等の団体同士で意見や情報を交換し、連携してごみの減量に関する活動をする

### 〈事業者〉

- ・ペーパーレスの推進
- ・環境配慮型の商品の製造・販売を推進する
- ・紙パックや新聞、雑誌等を回収し、再資源化を推進する
- ・市の広報物の設置、ポスター等の掲示、店内アナウンスなどでごみ削減施策等の情報発信を行う
- ・業界団体や商工会等の組織団体での情報提供・意見交換をする

### 〈市〉

- ・3Rに関する情報発信及びキャンペーンを実施する
- ・リユース事業を運営する民間事業者と連携し、リユース活動の促進につなげる
- ・イベント等での割りばし回収・資源化事業を推進する
- ・廃食油の回収拠点を増やす
- ・公共施設で使用済小型家電を回収する
- ・各年齢層に見合った3R環境教育を実施する
- ・ごみの分別や減量方法に関するごみ減量講習会や出前講座を実施する
- ・ごみの減量やちばルールについての広報物等を作成する
- ・ちばルール行動協定締結対象をさらに拡大し、より幅広く多角的にごみの減量に取り組んでいる市内事業者や団体の活動を後押しする

#### 【関連する SDGs の目標】

目標11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標12 持続可能な生産消費形態を確保する

